

議案第 93 号

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 27 日

提案者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

市長が行う特定個人番号利用事務を追加し、利用することができる特定個人情報の範囲を定めるため、規定を整備する必要がある。

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年あきる野市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 8 の項を 10 の項とし、1 の項から 7 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表に 1 の項及び 2 の項として次のように加える。

1 市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 20 号）による心身障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	あきる野市中心身障害者福祉手当条例（平成 7 年あきる野市条例第 87 号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 中 10 の項を 12 の項とし、同表 9 の項特定個人情報の欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（4） 心身障害者医療費助成関係情報

別表第 2 中 9 の項を 11 の項とし、同表 8 の項特定個人情報の欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（4） 心身障害者医療費助成関係情報

別表第 2 中 8 の項を 10 の項とし、同表 7 の項特定個人情報の欄第 9 号から第 11 号までを次のように改める。

（9） 心身障害者医療費助成関係情報

（10） 乳幼児医療費助成関係情報

(11) 義務教育就学児医療費助成関係情報

別表第2の7の項特定個人情報の欄中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 高校生等医療費助成関係情報

別表第2中7の項を9の項とし、同表6の項特定個人情報の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。）

別表第2の6の項特定個人情報の欄第5号を次のように改める。

(5) ひとり親等医療費助成関係情報

別表第2中6の項を8の項とし、同表5の項特定個人情報の欄第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 入所措置関係情報

(2) 障害者関係情報

別表第2中5の項を7の項とし、同表4の項の次に次のように加える。

<p>5 市長</p> <p>心身障害者の医療費の助成に関する条例による心身障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>		<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報（以下「入所措置関係情報」という。）</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）</p> <p>(3) 生活保護等関係情報</p> <p>(4) 地方税関係情報</p> <p>(5) 国民健康保険関係情報</p> <p>(6) 後期高齢者医療関係情報</p> <p>(7) あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児医療費助成関係情報」という。）</p> <p>(8) あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親等医療費助成関係情報」という。）</p> <p>(9) あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「義務教育就学児医療費助成関係情報」という。）</p> <p>(10) あきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「高校生等医療費助成関係情報」という。）</p> <p>(11) 住登外者宛名情報</p>
<p>6 市長</p>	<p>あきる野市中心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>(1) 入所措置関係情報</p> <p>(2) 障害者関係情報</p> <p>(3) 地方税関係情報</p>

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。